

世田谷区子ども・青少年協議会について

1. 法的位置付け

地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）の規定に基づき、世田谷区子ども・青少年協議会条例により設置された区長の附属機関となります。

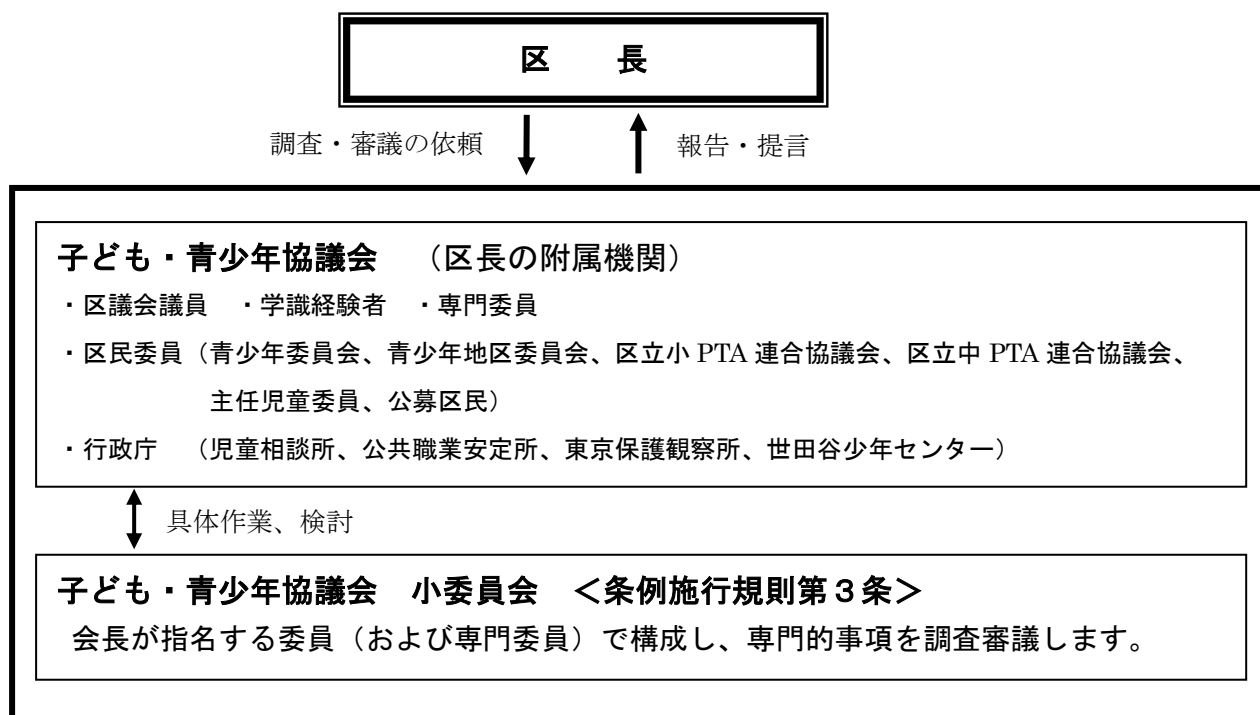
詳細は、資料2「世田谷区子ども・青少年協議会 関係条例・規則」をご参照ください。

2. 委員の任期

原則として2年となります。（令和5年6月1日から令和7年5月31日まで）

※行政庁職員等の委員におきまして、人事異動等による委員変更があった場合には、前任者の残任期間を任期とさせていただきます。

3. 子ども・青少年協議会の体系図



4. その他

検討事項等の必要に応じ、オブザーバーとして外部から講師を招聘し、小委員会等での調査審議の参考とすることがあります。